



# 鳥取県公報

平成13年11月27日(火)  
号外第117号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(69)(職員課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

### 1 権限配分の見直しによる改正

- (1) 八頭地方農林振興局長及び郡家土木事務所長の入札の執行に関する事務処理権限に係る対象工事を請負対象設計金額が2億円未満のもの(現行 6,000万円未満のもの)に改めることとした。(別表第2関係)
- (2) 日野総合事務所の局長に委任されている事務のうち予定価格が100万円未満の工事中材料の購入等を日野総合事務所長へ委任することとした。(別表第2関係)
- (3) 日野総合事務所長に委任することとされている事務のうち500万円未満の支出負担行為に係るもの及び200万円未満の支出命令に係るものの日野総合事務所の局長への委任を廃止することとした。(附則関係)

### 2 施行期日

この規則は、平成13年12月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第69号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正





る知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。) 土地に定着する物件 の所有権及び所有権 以外の権利の取得、 使用及び消滅並びに 損失の補償に係る契 約の締結 10及び11 略	る知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。) 土地に定着する物件 の所有権及び所有権 以外の権利の取得、 使用及び消滅並びに 損失の補償に係る契 約の締結 10及び11 略
二 略	二 略
管理課 一～十六 略	管理課 一～十六 略
十七 その他 の事務 1 土木工事に係る一 般競争入札又は指名 競争入札の執行 (一) 鳥取港及び田 後港に係る港湾整 備事業及び海岸整 備事業に係る工事 (請負対象設計金 額が6,000万円以 上の工事に限る。) に係るもの (二) 鳥取港及び田 後港に係る港湾整 備事業及び海岸整 備事業に係る工事 (請負対象設計金 額が6,000万円未 満の工事に限る。) に係るもの (三) 鳥取空港の整 備事業に係る工事 に係るもの (四) (一)、(二)及 び(三)以外の工事 (鳥取空港の維持 管理に係る工事を 除く。)に係るもの (1) 郡家土木事 務所、倉吉土木 事務所、米子土 木事務所及び日 野総合事務所の 管轄に係るもの で請負対象設計 金額が2億円未 満の工事に係る もの (2) 鳥取土木事 務所の管轄に係 るもので請負対 象設計金額が 6,000万円未 満の工事に係る もの (3) (1)及び (2)以外に係る もの 鳥取港湾 事務所長 郡家土木 事務所長 倉吉土木 事務所長 米子土木 事務所長 日野総合 事務所長 鳥取土木 事務所長	十七 その他 の事務 1 土木工事に係る一 般競争入札又は指名 競争入札の執行 (一) 鳥取港及び田 後港に係る港湾整 備事業及び海岸整 備事業に係る工事 (請負対象設計金 額が6,000万円以 上の工事に限る。) に係るもの (二) 鳥取港及び田 後港に係る港湾整 備事業及び海岸整 備事業に係る工事 (請負対象設計金 額が6,000万円未 満の工事に限る。) に係るもの (三) 鳥取空港の整 備事業に係る工事 に係るもの (四) (一)、(二)及 び(三)以外の工事 (鳥取空港の維持 管理に係る工事を 除く。)に係るもの (1) 倉吉土木事 務所、米子土木 事務所及び日野 総合事務所の管 轄に係るもので 請負対象設計金 額が2億円未 満の工事に係るも の (2) 鳥取土木事 務所及び郡家土 木事務所の管轄 に係るもので請 負対象設計金額 が6,000万円未 満の工事に係る もの (3) (1)及び (2)以外に係る もの 鳥取港湾 事務所長 倉吉土木 事務所長 米子土木 事務所長 日野総合 事務所長 鳥取土木 事務所長 郡家土木 事務所長
2及び3 略	2及び3 略
略	略

附 則

この規則は、平成13年12月1日から施行する。